

固定資産の活用について

提 案	負の財産（耕作放棄地、山林等）の状況と所有者の意向（寄付、譲渡等）を把握し、自治体を中心に対応いただきたい。 太陽光発電、ゴミ（核燃料を含む）の最終処分場などに利活用する等 市外に居住し、場所（対象）も分からず多額の固定資産税を納付している状況である。
回 答	このたびは「市政への提案箱」へご提案いただき、ありがとうございます。 ご提案いただきました内容については、耕作放棄地、山林の状況把握及び所有者の意向確認の状況について農業委員会事務局、林業振興課より回答させていただきます。 （耕作放棄地について） 農業委員会では、毎年、農地パトロールを実施し、農地の利用状況や荒廃状況の把握に努めています。現地の状況によっては、既に荒廃農地として判断している場合もあり、そのような農地については、再生困難農地として登録しております。 また、耕作が難しくなった等の理由による相談も受け付けており、そうした場合、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員の協力も得ながら、幹旋先を調整しております。 （山林について） 山林の整備と活用について、令和５年３月に策定した林業振興ビジョンに基づき、次のような事業を進めています。 1 航空レーザ計測等により森林の現況を把握 2 森林組合などの林業事業体と施業集約化を行う区域を設定 3 区域内の森林所有者等に集まっていただき住民座談会を開催し意向を確認 4 現地調査を行い、人工林の木材生産、広葉樹利用、鳥獣対策ための整備、体験活動で の森林活用方法、災害リスクの高い森林などの整備方法等を検討し事業提案書を作成 5 再度住民座談会を開催し提案書の内容について合意形成を図る 6 施業実施 上記を実施することで森林の整備と活用を図り、森林環境譲与税等を活用して必要な支援を行っていきます。 また、所有山林の所在については国土調査済みであれば市で備える林地台帳地図でご確認いただくことが可能です。 回答部署 （耕作放棄地について）農業委員会事務局 （山林について）林業振興課